

○大学病院長選考規程

平成30年6月1日

改正 令和4年4月1日

令和4年10月1日

(目的)

第1条 この規程は、聖マリアンナ医科大学病院長（以下「病院長」という。）の選考及び任期に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(選考の時期)

第2条 理事長は、次の各号の一に該当する場合に病院長の選考を行う。

- (1) 病院長の任期が満了するとき。
- (2) 病院長が辞任するとき。
- (3) 病院長が欠員となつたとき。

2 理事長は、前項第1号に該当する場合は任期満了の3ヶ月以前に、同項第2号又は第3号に該当する場合は直ちに、病院長の選考を行うものとする。

(資質・能力)

第3条 病院長は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 医師免許を有している者（初期臨床研修修了者）
- (2) 医療安全確保のために必要な資質及び能力として、医療安全管理業務の経験や、患者安全を第一に考える姿勢及び指導力を有している者
- (3) 聖マリアンナ医科大学病院の理念・基本方針を理解し病院の管理運営に必要な資質及び能力を有し、聖マリアンナ医科大学病院内外での組織管理経験を有している者

2 理事長は、前項に定める要件の具体的内容を、大学病院長選考基準（以下「選考基準」という。）に定めてあらかじめ公表する。

(委員会の設置・解散)

第4条 理事長は、病院長の選考に当たり、大学病院長選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会を設置した場合、理事長は、速やかに委員名簿、委員選定理由及び委員の経歴を公表する。

3 委員会は、次期病院長が任命された時点で解散する。

(委員会組織)

第5条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事 2名
- (2) 医学部長
- (3) 研究科長
- (4) 理事長が指名する大学病院副院長 1名
- (5) 大学病院看護部長
- (6) 大学病院と特別の関係がある者以外の者で、医学及び医療に関し識見を有する学外有識者 2名
- (7) その他理事長が必要と認めた者 若干名

2 前項第6号に規定する「特別の関係がある者以外の者」とは、次に掲げる条件を満たす者とする。

- (1) 過去10年以内に学校法人聖マリアンナ医科大学（以下「本法人」という。）と雇用関係にないこと。
- (2) 過去3年間において、年間50万円以上の寄付金又は契約金等を本法人から受領していないこと。
- (3) 過去3年間において、年間50万円以上の寄付を本法人に対して行っていないこと。

3 第1項第1号及び第6号の委員は、常任役員会が選出する。

4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させて、意見を聴くことができる。
(委員会の委員長等)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の開催)

第7条 委員会は、委員総数の3分の2以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

(委員会の議決)

第8条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委員会の庶務)

第9条 委員会の庶務は、事務部管理課が担当する。

(候補者の推薦)

第10条 委員会は、委員を除く本学の教授、准教授及び講師のうち3名以上から推薦を受けた者を病院長候補者（以下「候補者」という。）として推薦を受ける。

- 2 候補者の推薦を行う者は、候補者推薦書（様式1）を委員会に提出する。
- 3 候補者の推薦を行う者は、複数の候補者を推薦することはできない。
- 4 委員が候補者に推薦されたときは、当該委員は、委員の資格を失うものとする。
- 5 推薦を受けた者が候補者となることに同意した場合は、当該候補者は、同意書（様式2）、所信表明書（様式3）及び履歴書を委員会に提出する。

(選考)

第11条 委員会は、前条第1項の規定に基づき推薦された候補者について、選考基準に照らして選考を行うとともに、全候補者に対して面接を行つたうえで、1名を選出し、理事長に推薦する。

(任命)

第12条 理事長は、前条の推薦に基づき、主任教授会の議及び理事会の承認を経て、病院長を任命する。

(公表)

第13条 理事長は、選考結果並びに選考の過程及び理由を速やかに公表する。

(任期)

第14条 病院長の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第2号又は第3号の事由により選考された病院長の任期は、前任者の残任期間とする。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、病院長の選考に関し必要な事項は、常任役員会の議を経て、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程の改正は、令和4年10月1日から施行する。

- 2 この改正に伴い、「大学病院長選考委員会規程」は廃止する。

様式 略